

特区民泊事業（※）を予定されている事業者の皆様へ

## 廃棄物の処理方法のお知らせ

特区民泊事業により施設の滞在者が出すごみは、「事業系ごみ」となります。

施設を運営する事業者（認定事業者）の責任において、廃棄物処理業許可業者に収集を依頼してください。なお、処理費用は認定事業者の負担となります。

認定事業者の皆様におかれましては、ごみの処理にあたり下記の事項にご留意ください。

- 居室内で発生したごみについては、認定事業者（委託清掃事業者等も可）においてごみを集積・保管する場所に持って行き排出してください。
- 排出されたごみを集積・保管する場所については、一般廃棄物・産業廃棄物・再生資源化物が混在しないようにし、他の居住者が排出するごみと区分してください。
- 一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの許可を持つ業者と契約し収集を依頼してください。許可業者の情報は、大阪市のホームページでご確認ください。

（※）特区民泊事業とは、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業のことです。

### 【ごみの分別方法について】

下記のごみの区分の表を参照いただき、ごみの適正区分・適正排出に努めてください。

区 分	主なごみの品目
一般廃棄物	残飯・コーヒーかすなどの厨芥ごみ、割り箸、紙製のカップ麺容器・紙製のアイスクリーム容器、天然繊維、天然皮革、使用済みのティッシュペーパーなどリサイクルできない紙 など
産業廃棄物	弁当容器・カップ麺容器・菓子袋・発泡スチロールなどのプラスチック類、缶・びん・ペットボトル、ガラス・陶磁器類、金属類 など
資源化可能な紙類	パンフレット、カタログ、新聞、雑誌、ちらし、段ボール、牛乳パック など

上記の区分を踏まえて事業者において、ごみの分別を行ってください。またできる限り、滞在者にごみの処理方法がわかるような表記、イラストによる表示をしてください。

分別方法については、許可業者とよく相談してください。  
缶・びんなど再生利用可能な物については許可業者又は再生資源事業者と相談のうえ、資源として排出していただくようお願いいたします。

### <お問い合わせ先>

環境局事業部一般廃棄物指導課 電話：06-6630-3271  
環境局環境管理部産業廃棄物規制担当 電話：06-6630-3284